



長野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例について

1. 国の法改正

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための 関係法律の整備に関する法律（令和元年6月7日公布）

- ・平成30年度の地方からの提案等に関する対応方針（30年12月閣議決定）を踏まえたもの
- ・児童福祉法など13法律を一括改正

児童福祉法の一部改正

施行日 令和2年4月1日

市町村が条例で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準について

省令に従うべき基準（省令基準のうち、事業に従事する者とその員数に関する基準）

- ① 事業所に、放課後児童支援員を配置
- ② 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上（うち1人以上を補助員で代替可）
- ③ 放課後児童支援員は、保育士等で県研修の修了者（R2年3月末までの修了見込者を含む）
- ④ 放課後児童支援員・補助員は、専ら支援の提供に当たる

参酌化

省令を参酌して定める基準

本市では、①～④全て省令どおりに条例で定めており、③には経過措置を設けている。

2. 市条例の経過措置

③及び他2件について、令和2年3月31日までの5年間、経過措置を設けている。

A 放課後児童支援員の要件（③に該当する規定で、令和2年4月から参酌基準に変更）

保育士等であって、県研修を修了したものでなければならない。

⇒ 修了したもの（令和2年3月31日までに修了することを予定しているものを含む。）

⇒ 県研修の実施の機会が少なく、未修了者が依然として多い。

B 児童1人当たりの区画面積（もとより参酌基準）

おおむね1.65㎡以上でなければならない。 ⇒ となるよう努めなければならない。

⇒ 新たな居室の確保が必要な施設がある。

C 支援の単位当たりの児童数（もとより参酌基準）

おおむね40人以下とする。 ⇒ となるよう努めなければならない。